

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域

## 研究開発プロジェクト事後評価報告書

2020（令和2）年7月

研究開発プロジェクト名：多機関連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムの開発と実装

研究代表者：仲 真紀子（立命館大学 総合心理学部 教授）

評価対象期間：2015（平成27）年11月～2020（令和2）年3月

本プロジェクトは当初の予定では2018（平成30）年11月に終了だったが中間評価の結果、「研究開発成果の定着に向けた支援制度（以下、定着支援制度）※」の適用により、研究開発期間が延長されることになった。そのため、当初研究開発期間の実施内容は2018（平成30）年度、定着支援制度の適用により延長された期間に行われた実施内容と研究開発プロジェクト期間全体の総合評価は2019（令和元）～2020（令和2）年度にそれぞれ評価を実施し、本事後評価報告書としてとりまとめた。

※本研究開発領域において、研究開発プロジェクトの研究開発成果の創出にとどまらず、成果の定着に向けた準備も切れ目なく行うことで、速やかに成果の定着につなげることを目的に、2018（平成30）年度に設定されたもの。

### 第1 研究開発プロジェクト期間全体の総合評価

研究開発プロジェクト期間全体を総合して、一定の成果が得られたと評価する。

当初研究開発期間について「第2 当初研究開発期間の評価」に詳細に記述するように、一定の成果が得られたと評価した。

本プロジェクトは、児童虐待の被害者等から、精神的負担に配慮しつつ正確な情報を多く収集する司法面接技法の習得および多機関連携を促す研修を実務家に提供し、そこから得られるフィードバックを基礎研究に投入して研修プログラムを改良しながら司法面接の普及を行った。面接の繰り返しによる被害者の精神的二次被害を防ぎ、また、事案が発生した初期段階で正確な聴取が行われることで、関係する各機関による効果的な介入・支援が可能となることを目指した。

近時、立法府・行政府において児童虐待対策強化が検討されており、「協同面接」（注：本プロジェクトで研究開発した司法面接を、2015（平成27）年10月28日の厚生労働省通知では「協同面接」と表現している）の推進も強化策の一つに含まれている。プロジェクトの成果の核である研修プログラムが継続的に提供されることが、我が国の司法面接の普及においても重要といえよう。このため、「定着支援制度」の対象として、具体的な事業計画の策定等を求めた。

定着支援制度適用期間について「第3 定着支援制度適用期間の評価」に詳細に記述するように、一定の成果が得られたと評価した。

本制度適用期間中、プロジェクトは、当初研究開発期間中の中心的な研究開発成果である司法面接研修を安定的に実施することを目指し、サステイナブルに研修を提供できる体制の構築を目指した。精力的な活動を経て、研究を担う「司法面接研究会」、研修等の支援を担う「司法面接支援室」、実務家による「司法面接トレーナーの会」を立ち上げることで、基礎研究を研修により実務家に提供し、その成果を研修プログラムに取り入れる仕組みを構築し、司法面接研修については2020（令和2）年度より立命館大学において事業化されるに至った。司法面接研修の安定的な提供に向けて様々な可能性を検討しながら上記の体制と仕組みを構築し、今後5年の事業計画の見通しを策定した。

## 第2 当初研究開発期間の評価

評価対象期間：2015（平成27）年11月～2018（平成30）年11月

### A. 総合評価

一定の成果が得られたと評価する。

本プロジェクトは、児童虐待の被害者等から、精神的負担に配慮しつつ正確な情報を多く収集する司法面接技法の習得および多機関連携を促す研修を実務家に提供し、そこから得られるフィードバックを基礎研究に投入して研修プログラムを改良しながら司法面接の普及を行った。面接の繰り返しによる被害者の精神的二次被害を防ぎ、また、事案が発生した初期段階で正確な聴取が行われることで、関係する各機関による効果的な介入・支援が可能となることを目指した。

プロジェクトの採択と同時期にあたる2015（平成27）年10月28日に児童相談所、警察、検察の三者が連携して事実確認を行うことを推進するいわゆる「協同面接」に関する通知が出され、司法面接への社会的要請が高まる中でプロジェクトは推進された。「協同面接」にも対応した多機関連携の研修プログラムが研修と基礎研究を繰り返しながら作成され、各機関からは多数の研修依頼を受ける状況となった。また、研修や支援を行うことができるトレーナーを育成する研修プログラムは育成研修を通じて改良と検討が重ねられるとともに、実際に65名のトレーナーを育成した。この他、通訳・仲介者のいる司法面接の在り方、司法面接と心理臨床の連携にも取り組み、ガイドラインや研修プログラム等の開発を行い、基礎的な研究成果を得た。以上のことから、一定の成果が得られたと評価する。

近時、立法府・行政府において児童虐待対策強化が検討されており、「協同面接」の推進も強化策の一つに含まれている。しかし、進捗報告書でも指摘されている通り、多機関の連携の具体的方法等は示されておらず、プロジェクトが研修や相談支援等を通じて実務家に面接技法や具体的な連携の仕方を提供していることは、社会的に意義があると考えられる。プロジェクトの成果の核である研修プログラムが継続的に提供されることが、我が国の司

法面接の普及においても重要といえよう。しかし、研修プログラムが社会で定着していく道筋を明確化していない点は課題であり、「定着支援制度」において具体的な事業計画等の検討が求められる。

## **B. 項目評価**

### **I. 研究開発プロジェクトの研究開発内容とその成果について**

#### **1. 目標の妥当性**

妥当であったと評価する。

児童虐待に対して刑事介入等の司法関与が進行している状況の中、子どもの二次被害を防ぎつつ正確な情報を聴取する司法面接の技法と多機関連携の研修プログラムを提供するという目標は社会的にも意義がある。研修を実務家に提供しながらそこで得られた知見等を基礎研究に投入し、研修の改善を図るとともに司法面接に関わる科学的知見を得ること、また、実務家の中から司法面接研修の実施や司法面接の支援を行うことができるトレーナーを育成すること等、これまでの研究成果を活かしながら、研究開発をさらに進展させてその成果を普及させていく目標であり妥当であったと評価する。

#### **2. 研究開発プロジェクトの運営・活動状況**

妥当であったと評価する。

研究体制は認知心理学等の研究者を中心に構成され、研究代表者のリーダーシップのもとに各グループの研究開発は適切に実施された。また、児童相談所職員、警察官、検察官等を対象とした司法面接研修や、司法面接に関する各機関からの相談に応じる支援等を通じて、プロジェクトの目標達成に必要な実務家の巻き込みがなされた。

上述の通り、「協同面接」に関する通知が出されて司法面接への社会的要請が高まる中、各機関の依頼に応じた司法面接研修を実施する等、社会情勢の変化にも対応しながら適切な活動が行われたと考えられる。しかし、研修を受けた実務家を核として司法面接が社会に定着していくには取り組まなければならない課題を残している。

#### **3. 研究開発プロジェクトの目標の達成状況および研究開発成果**

プロジェクトの目標は達成されたと評価する。また、現実の問題の解決に貢献し得る研究開発成果が創出され、これまでになかった新たな学術的知見が創出されたと評価する。

「協同面接」の通達により多機関連携による司法面接が推進される社会的状況も追い風となり、329名の研修参加者（プロジェクト主催の研修参加者数）を得、トレーナーは65名育成し、目標を上回る成果があった。各機関からの研修依頼も多く、プロジェクトが研修と研究開発を往還させながら開発した多機関による司法面接の実施を推進する研修プログラムは、実用に十分耐えうるものとなっていることがうかがえる。トレーナー研修プログラムについては、育成研修を通じて改良と検討が重ねられた。

また、実務家の多機関連携等の意識に関する研究、面接や言語コミュニケーションに関する研究等、研修の基盤となる司法面接技法や多機関連携の在り方を学術的・実証的に支え得る研究成果を得た。また、司法面接に関わる新たなテーマとして、通訳・仲介者のいる面接のあり方と支援、および、司法面接と心理臨床の連携に取り組み、基礎的研究と並行して実務家の協力を得ながら、ガイドラインや研修プログラム等の開発を行った。これらは、まだ実用できる段階といえないが、今後の実装を支える基礎的な研究の成果を得たといえる。いずれのテーマも昨今の社会状況に鑑みて、今後ニーズが高まることも考えられることから、研究開発の継続を期待したい。

#### 4. 研究開発成果の活用・展開の可能性

研究開発成果は、研究開発に参画した機関等において持続的に使われる可能性が高く、中長期的に広く社会で活用される期待が十分できると評価する。

上述の通り、児童虐待の現場においてプロジェクトの研修は受容され、研修受講者が実務における司法面接を担いはじめている状況から、プロジェクトの主要部分である司法面接研修は今後も社会で活用される期待が十分できる。児童虐待の現場において、できるだけ多く利用されるようになるには、社会制度化に向けた働きかけ等を含めた一層の努力が必要であろう。

また、数多くの研修と講演の実施、司法面接の基礎知識を提供する書籍を刊行する等、研究の知見を社会に広く還元する努力を行った。加えて、学校でのいじめ等の調査、障害福祉サービス利用者への事実確認等において司法面接の技法が活用されるよう、児童虐待以外の事象への応用にも取り組み、司法面接技法をより広い場面での「聞き取り」に活用していく可能性を開いた。

一方で、プロジェクトの成果である研修を継続的に提供していく体制が整備されていない等、成果の定着や普及の道筋は明らかでなく、本領域の「定着支援制度」の適用を受けて取り組む課題となっている。司法面接の重要性が立法府・行政府で強調されるようになってきた状況も踏まえ、司法面接を利用する機関や実務家のニーズを的確に把握しながら、プロジェクト終了後も継続的に研修を提供できる事業計画の策定に取り組んでいただきたい。

## II. 研究開発プロジェクトの研究開発領域への貢献

研究開発プロジェクトの運営と活動、および得られた研究開発成果は領域の目標達成に貢献があると評価する。

発見・介入しづらい空間・関係性における問題への対応において多機関の連携をどのように推進するかは本領域全体に関わる課題であり、他のプロジェクトでも取り組みが進められている。研究と現場を架橋して研究開発を進める中で多機関連携を促す本プロジェクトの取り組みは、その他のプロジェクトに対しても好例を示したといえる。また、警察と児童相談所の連携に取り組んだ田村プロジェクト（「親密圏内事案への警察の介入過程の見える

化による多機関連携の推進)とは、合同調査や意見交換がなされ、双方の研究開発によって有益な連携協力が図られたと考えられる。

プロジェクトが述べるように、「苦境にある人から、その声を正確に負担なく聞き取ることは基本的な人権を守ることであり、すべての当事者にとって重要」である。本プロジェクトの取り組みは、本領域が対象とする多様な事象の当事者からどのように声を聴きだすかという点について、司法面接の考え方や技法が他のプロジェクトでも共通の技術として活用し得る可能性を示すとともに、発見・介入しづらい空間・関係性への配慮が行き届いた適切なアプローチを具体的に提示したといえよう。

### C. その他

なし

## 第3 定着支援制度適用期間の評価

評価対象期間：2018（平成30）年12月～2020（令和2）年3月

### A. 総合評価

一定の成果が得られたと評価する。

「定着支援制度」は、本研究開発領域において、研究開発プロジェクトの研究開発成果の創出にとどまらず、成果の定着に向けた準備も切れ目なく行うことで、速やかに成果の定着につなげることを目的に設定されたものである。制度適用の可否を決定する際に立案した事業構想に基づき、事業計画の策定、および、事業計画の実行のための準備を行うべく、当該プロジェクトについては、プロジェクト期間を1年4か月延長し、適切な研究開発費の配分を行った。

「第2 当初研究開発期間の評価」で述べた通り、本プロジェクトの成果の核である司法面接研修が継続的に提供されることが、我が国の司法面接の普及においても重要でありながら、研修プログラムが社会で定着していく道筋が明確化していない点が課題であった。そこで本制度適用期間中にプロジェクトは、当初研究開発期間中の中心的な研究開発成果である司法面接研修を安定的に実施することを目指し、サステイナブルに研修を提供できる体制の構築を目指した。精力的な活動を経て、研究を担う「司法面接研究会」、研修等の支援を担う「司法面接支援室」、実務家による「司法面接トレーナーの会」を立ち上げることで、基礎研究を研修により実務家に提供し、その成果を研修プログラムに取り入れる仕組みを構築し、司法面接研修については2020（令和2）年度より立命館大学において事業化されるに至った。司法面接研修の安定的な提供に向けて様々な可能性を検討しながら上記の体制と仕組みを構築し、今後5年の事業計画の見通しを策定したことから、一定の成果が得られたと評価する。

現状では5年後以降の事業体の在り方は定かではないため、5年の間にそれを明確にし、

今後、事業の持続性を高め、研究開発成果を発展的展開させるための取り組みを着実に行うことを大いに期待したい。その取り組みが、本研究開発成果が児童虐待等の問題解決に一層貢献し、弱者の人権擁護を推進する重要なものとなるよう。

## **B. 項目評価**

### **I. 定着支援制度適用期間中のプロジェクトの研究開発内容とその成果について**

#### **1. 目標の達成状況**

定着支援制度適用期間におけるプロジェクトの目標は達成されたと評価する。

研究開発成果を定着させるために、司法面接研修とトレーナー研修の事業計画の策定、また、その事業計画を実行するための準備を目標に掲げ、各実施項目を履行した。研究を担う「司法面接研究会」、研修等の支援を担う「司法面接支援室」、実務家による「司法面接トレーナーの会」を立ち上げることで、基礎研究を研修により実務家に提供し、その成果を研修プログラムに取り入れる仕組みを構築し、司法面接研修については 2020（令和 2）年度より立命館大学において事業化したことから、目標は達成されたと評価する。

ただし、当該事業計画は 5 年の実施期間を設定しており、それ以降に司法面接研修およびトレーナー研修をどのように継続させるかについては課題が残されている。立命館大学における事業の継続と発展、あるいは、研修等を恒常的に担う組織を確立する等により、司法面接研修事業を確実なものとするための取り組みに期待したい。

#### **2. プロジェクトの運営・活動状況**

研究開発成果の定着に向け、適切な活動とその見直しが行われ、プロジェクトの運営状況は妥当であったと評価する。

サステイナブルに研修を提供できる体制を構築するために、有料の司法面接研修の実施、研修事業を推進する組織のビジネスモデルの決定、「協同面接」の定着・普及の道筋の方向性の検討、各省庁等が参画するコンソーシアムの検討、研修を支える NPO 等の設立の検討を中心に実施した。領域マネジメントとも頻繁に連絡を取り意見を交わしながら、有料研修や NPO での研修のトライアル、NPO・社団法人化の模索、研修事務の軽減化等について精力的に活動を行い、多角的にメリット・デメリット等を洗い出した上で、最終的に運営の負担、経費等の観点から研究代表者の所属機関である立命館大学での事業化を実現した。

#### **3. 研究開発成果の活用・展開の可能性**

研究開発終了後、研究開発成果の定着および普及の可能性があると評価する。

研究開発プロジェクトが長年担ってきた研究、研修、支援等の機能を分化し移行する団体や事業を起こし、それらを人的につなぐネットワークが構築されていることから、長期的な事業体についての課題は残されているものの、現段階での最適解が示されており、研究開発成果の定着および普及の可能性があると考えられる。

研究開発成果の活用と展開については、実務家たちによる「司法面接トレーナーの会」には、仲代表個人に依存してきたこれまでの仕組みを打ち破る可能性があり発展を期待したい。また、すでに4頁で述べた通り、プロジェクトは司法面接技法を児童虐待の聴取以外のより広い場面で活用していく可能性をすでに開いているが、例えば、子どもと関わる人向けの対人援助者研修等が今後展開されれば、参加者が増加するとともに、事業の安定化にもつながる可能性がある。様々な観点から成果を活用・展開することで、事業の持続可能性を高める取り組みに期待したい。

## II. 研究開発プロジェクトの領域への貢献

プロジェクトの運営・活動は、研究開発領域の目標達成に十分に貢献があったと評価する。

すでに4-5頁で述べた通り、本プロジェクトの取り組みは、本領域が対象とする多様な事象の当事者からどのように声を聴きだすかという点について共通の技術として活用し得る可能性を示してきた。定着支援期間中も引き続き、田村プロジェクト（「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進」）や大岡プロジェクト（「トラウマへの気づきを高める“人-地域-社会”によるケアシステムの構築」）をはじめとする他プロジェクトと連携して、研究開発手法や成果の共有が図られ、領域の目標達成への貢献は大きいと考えられる。

また、定着支援制度の適用を受けた初めての研究開発プロジェクトとして活動し、研究開発成果が定着する可能性の高い仕組みを構築した。人文・社会科学の研究の多くが大学等の研究機関から提供されるが、その成果を継続する実体形成には難しい課題があり、本プロジェクトの定着支援期間中の様々な検討のプロセスやその結果については、他のプロジェクトに共有し得る経験値であると考えられる。また、本領域におけるプロジェクト共通課題として掲げた研究開発成果の普及・展開に関して、一つのモデルを提示したといえる。

## C. その他

なし

#### 第4 評価者一覧

氏名	所属等	当初研究開発期間の評価	定着支援制度適用期間の評価
山田 肇	東洋大学 名誉教授／ NPO 法人情報通信政策フォーラム 理事長	○	○
石井 光太	作家	○	○
岡 檀	統計数理研究所 医療健康データ科学研究センター 特任 准教授	○	○
奥山千鶴子	NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長／ 認定 NPO 法人びーのびーの 理事長		○
川北 秀人	IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 代表	○	○
岸 徹	元 科学警察研究所 副所長	○	○
竹島 正	川崎市健康福祉局障害保健福祉部 担当部長 精神保健福 祉センター所長事務取扱	○	○
津崎 哲郎	NPO 法人児童虐待防止協会 理事長	○	
南島 和久	新潟大学 法学部 教授		○
藤岡 一郎	京都産業大学 名誉教授	○	○
松本 泰	セコム(株) IS 研究所 コミュニケーションプラットフォームディビ ジョン マネージャー	○	○
遊間 和子	(株) 国際社会経済研究所 情報社会研究部 主幹研究員	○	○
吉田 恒雄	認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長 / 駿河台大学 名誉教授	○	○

(所属・役職は評価実施時点)